

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北島町は、予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

徳島県北島町長

公表日

令和5年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、定期予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。定期A類(主に集団予防・重篤な疾病の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨)及び定期B類(主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない)のうち政令で定めるもの並びに新型インフルエンザ等の対策特別措置法で定める予防接種について、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態になり、又は死亡した場合に厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。</p> <p>具体的には特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 2. 個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所) 3. 照会申請による予防接種履歴の照会 4. 交付申請による転入者・予診票を紛失者への予診票配布 5. 定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 <p>番号法別表第2に基づいて、本町は、予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーに登録する。</p>
③システムの名称	保健総合システム 統合宛名システム 中間サーバー 情報提供ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
保健総合システムファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 10の項 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条 番号法第9条第1項 別表第1 93の2の項 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>①番号法第19条8号、別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項 【別表第2における情報提供の根拠】 16の2の項、16の3の項、115の2の項</p> <p>②別表第2省令 【情報照会の根拠】 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 【情報提供の根拠】 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課 子育て支援課
②所属長の役職名	健康保険課長 子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	危機情報管理課 徳島県板野郡北島町中村字上地23-1 088-698-9807
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康保険課 徳島県板野郡北島町中村字上地23-1 088-698-9805 子育て支援課 徳島県板野郡北島町新喜来字南古田88-1 088-698-8909

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月26日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
平成31年4月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求「請求先」	総務課 徳島県板野郡北島町中村字上地23-1 088-698-9801	危機情報管理課 徳島県板野郡北島町中村字上地23-1 088-698-9807	事後	
令和2年10月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年3月30日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年10月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月30日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和3年2月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第10項並びに 予防接種法第5条等	番号法第9条第1項 別表第一 10の項 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 番号法第9条第1項 別表第一 93の2の項 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	事後	
令和3年2月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①番号法第19条7号、別表第二の17、18、19の項、並びに予防接種法施行規則第10条等	①番号法第19条7号、別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項 【別表第二における情報提供の根拠】 16の2の項、16の3の項、115の2の項 ②別表第二省令 【情報照会の根拠】 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 【情報提供の根拠】 第12条の2、第12条の2の2 第59条の2	事後	
令和3年2月4日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和3年2月4日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年10月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年2月4日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年10月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、町内に居住する者であって政令で定めるものに対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、予防接種の記録・報告、実費徴収等の事務を行う。</p> <p>番号法 別表第一 10の項 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であり、以下を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予防接種の実施 2. 予防接種の実施の指示 3. 予防接種の実施に必要な協力 4. 給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 5. 給付の支給を受ける権利に係る届出等(届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答 6. 実費の徴収 	<p>予防接種法に基づき、定期予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。定期A類(主に集団予防・重篤な疾病の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨)及び定期B類(主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない)のうち政令で定めるもの並びに新型インフルエンザ等の対策特別措置法で定める予防接種について、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態になり、又は死亡した場合に厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。</p> <p>具体的には特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 2. 個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所) 3. 照会申請による予防接種履歴の照会 4. 交付申請による転入者・予診票を紛失者への予診票配布 5. 定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①番号法第19条7号、別表第二	①番号法第19条8号、別表第2	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健相談センター	健康保険課 子育て支援課	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長の役職名	保健相談センター所長	健康保険課長 子育て支援課長	事後	

